●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

課税標準の分割に関する明細書

法人名		（その１）	事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで

第十号様式（平成十年・四改正）

事業税				都民税		
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑨	円 000	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	（　　）円
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑩	000		試験研究費の増加等の場合の法人税額の特別控除額 ②	
		年800万円を超える金額 ⑪	000		みなし配当の25％相当額の控除額 ③	
		計（⑨＋⑩＋⑪） ⑫	000		還付法人税額等の控除額 ④	
		軽減税率不適用法人の金額 ⑬	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤	
	清算所得金額 ⑭		000		法人税法第100条の規定による所得税額の控除額 ⑥	
	収入金額 ⑮		000		当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ⑦	
					差引計（①＋②－③－④＋⑤＋⑥＋⑦） ⑧	000

適用する事業税の分割基準	1 従業者数 2 固定資産の価額	3 事務所又は事業所数 4 軌道の延長キロメートル数

事務所又は事業所		事業税						都民税		
名称	所在地	分割基準（単位＝　）	分割課税標準額 年400万円以下の所得金額 ⑯	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額若しくは清算所得金額 ⑰	年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は清算所得金額 ⑱	計 ⑯＋⑰＋⑱ ⑲	収入金額 ⑳	分割基準（単位＝人）	分割課税標準額 ㉑	
本都分		（　）	千円	千円	千円	千円	千円	特別区分		千円
								市町村分		
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
		（　）								
合計										

※事務所又は事業所の名称及び所在地は、北から順に記載するようお願いします。
※この明細書は、複写式となっていますので、そのままボールペンで強く書いてください。
※適用する分割基準が従業者数である場合、当該従業者には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー等を含めてください。
※平成10年３月31日以前に開始している事業年度の修正申告等に利用する場合は、400万を350万に、800万を700万に読み替えてください。

東京都主税局

0207-229